



全タク連発第68号
令和4年8月3日

厚生労働大臣
後藤茂之 殿

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗



雇用調整助成金の現行特例措置に関して 令和4年10月以降の延長について（要望）

平素よりタクシー事業に対し格別なご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国民生活及び日本経済は、未曾有の危機に瀕しています。地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても令和2年2月以降、観光客の激減、イベントの中止、外出の自粛要請などにより、その影響は極めて甚大です。

今日に至るまで、4度にわたる緊急事態宣言の発動、度々にわたるまん延防止重点措置の適用の影響、第7波といわれる新規感染者の激増、加えて昨年後半からの燃料価格の急激な高騰、さらに昨年10月からの全国で28円から32円の大幅な最低賃金アップへの対応、また本年8月2日には中央最低賃金審議会から令和4年度最低賃金改定に関し30円から31円の引き上げを目安とする旨の答申が出されたところであり、タクシー業界は今や正に存亡の危機に瀕しており、廃業を余儀なくされている事業者も発生しています。

コロナ禍の2年の間、タクシーの売り上げは、月によって変動があるものの、コロナ禍前と比べて平均4割減で推移しており、昨年秋からは徐々に回復傾向にあったものの、本年に入りオミクロン株の感染が全国で爆発的に急拡大しており、当分の間、コロナ禍以前の水準に回復する見込みはありません。

加えて、今般のロシアによるウクライナ侵略の影響で、エネルギー需給がより一層逼迫し、燃料価格の更なる高騰が懸念されており、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。

こうした中、タクシー事業者は、これまでも雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点より、当連合会において策定した「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策設備の配備等万全の感染防止対策を講じ、日夜必死に事業を継続しているところです。

タクシー乗務員は、自らの感染リスクと背中合わせの状況にありながら、マスク着用、車内消毒・換気等感染症対策に万全を期し、ビジネス客や観光客はもとより、医療従事者・介護施設職員等勤務が必要な方々の通勤、高齢者・妊婦・人工透析患者等の病院送迎、移動手段のない方々の買い物支援、そして高齢者を始めとするワクチン接種者の会場への送迎等に日々頑張っています。

こうした窮状をご理解頂き、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、エッセンシャルサービス産業かつ社会インフラであるタクシー事業の維持・継続のため、雇用調整助成金の特例措置を、新型コロナウイルス感染症問題が終息するまでの間、10月以降も現行のまま延長して頂きますように、切に要望致します。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。